

太枠内「お客様記入欄」裏面の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

＜役務提供期間＞ (2024 年 6 月 24 日 ～ (20 25 年 6 月 24 日)

①役務内容

コース名	内容	金額（税込）
オンラインバストアップスクール	オンラインバストアップゴールドコース（動画全 56 本提供）	288,900 円
手数料	決済につき 2%	
お支払総合計金額		294,678 円

②料金支払方法

支払い方法	支払い時期	備考
☐ 銀行振込	20 年 月 日	振込手数料はお客様が負担するものとします。
☐ クレジットカード一括払い	20 年 月 日	
☒ クレジットカード分割払い	2024 年 6 月 24 日	分割回数：12 回 月々お支払額：24,556 円
☐ 口座振替分割払い	20 年 月より毎月 27 日引落	分割回数： 月々お支払額：

契約書約款

第1条（契約の成立）

- お客様（以下、「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当院（以下、「乙」といいます。）に対して、本日、バストアップスクール（以下、「役務」といいます。）の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
- 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
- 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。

第2条（役務の内容）

乙は、甲に対し、本契約書に記載する役務を提供するものとします。

第3条（役務等の金額）

乙は、甲に提供する役務の対価、その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。

第4条（支払方法及び支払時期）

甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。

第5条（役務の提供期間）

- 役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。役務の提供期間4は、甲乙の同意により延長できるものとします。

第6条（クーリング・オフ）

- 甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。また、乙が契約に関して甲から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。
- 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- 乙から甲に対して関連商品の引き渡しが行なわれているときは、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
- クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
- クレジットカードをご利用の場合の精算は、各クレジットカード会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

クーリング・オフ（契約解除）文例

契約解除通知書

住所〇〇〇〇 〇〇 代表者〇〇〇〇殿

〇年〇月〇日、貴店との間で締結した〇〇の役務契約について、約款第6条に基づき契約を解除します。

つきましては、支払い済みの〇〇〇円を下記銀行口座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。

銀行口座：〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇

〇年〇月〇日 住所〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇

第7条（中途解約）

- 甲は、クーリング・オフ期間を過ぎた場合、関連商品を含め、契約の中途解約は認められません。
- クレジット、ローン会社等をご利用の場合の精算は、各会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

第10条（オンラインレッスン）

- オンラインレッスンのご利用はご本人に限ります。
- 甲はオンラインレッスンを利用するにあたり、オンラインレッスンを利用するために必要となる必要な設備および環境（パソコン、スマートフォンなどの端末、インターネット回線、ソフトウェアなどを含みます。以下、「利用環境」といいます。）は、自己の責任と費用負担にて準備するものとします。

3 甲の利用環境が不十分であることによって甲が被った損害や不利益について、乙は一切の責任を負いません。

第 1 1 条（抗弁権の接続）

甲は、割賦販売法に基づいて乙に対して生じている事由をもってクレジット会社に抗弁を対抗できるものとします。

第 1 2 条（前受金の保全措置）

前受金の保全措置は講じないものとします。

第 1 3 条（合意管轄）

本契約に関連して生じた紛争の第一審の管轄裁判所を東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

第 1 4 条（協議事項）

本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。

以上

以上のとおり、契約をしましたので、本書 2 通を作成し、甲乙が 1 通ずつ保管するものとします。

2024 年 6 月 24 日

（乙）店名 合同会社 MONOLITH CLAN

（甲）氏名 藤井ひとみ

代表者氏名 鈴木 舞

所在地 東京都目黒区三田 2-10-75

恵比寿ガーデン 4001

電話番号 080-1856-2463